8年以上	9年未満	264,300
9年以上	10年未満	273,300
10年以上	11年未満	284,800
11年以上	12年未満	295,400
12年以上	13年未満	307,700
13年以上	14年未満	319,200
14年以上	15年未満	328,000
15年以上	16年未満	336,300
16年以上	17年未満	345,200
17年以上	18年未満	352,900
18年以上	19年未満	360,900
19年以上	20年未満	368,300
20年以上	21年未満	374,300
21年以上	22年未満	379,400
22年以上	23年未満	383,900
23年以上	24年未満	389,300
24年以上	25年未満	393,300
25年以上	26年未満	397,400
26年以上	27年未満	401,700
27年以上	28年未満	405,200
28年以上	29年未満	408,600
29年以上	30年未満	411,500
30年以上	31年未満	418,200
31年以上	32年未満	419,700
32年以上	33年未満	420,800
33年以上	34年未満	422,700
34年以上	35年未満	427,900
35年以上	36年未満	432,700
36年以上	37年未満	436,800
37年以上		441,000

別表第十二（第五条第一項第五号関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		193,200
1年以上	2年未満	199,400
2年以上	3年未満	205,300
3年以上	4年未満	213,300
4年以上	5年未満	220,100
5年以上	6年未満	227,700
6年以上	7年未満	235,600
7年以上	8年未満	237,300
8年以上	9年未満	243,600
9年以上	10年未満	249,800
10年以上	11年未満	256,600
11年以上	12年未満	262,900
12年以上	13年未満	269,800
13年以上	14年未満	275,900
14年以上	15年未満	282,100
15年以上	16年未満	287,700
16年以上	17年未満	293,600
17年以上	18年未満	299,100
18年以上	19年未満	304,400
19年以上	20年未満	307,500
20年以上	21年未満	310,400
21年以上	22年未満	317,500
22年以上	23年未満	321,300
23年以上	24年未満	323,700
24年以上	25年未満	325,300
25年以上	26年未満	326,600
26年以上	27年未満	328,400
27年以上	28年未満	329,500
28年以上	29年未満	330,600
29年以上	30年未満	332,300
30年以上	31年未満	332,900
31年以上	32年未満	333,700
32年以上	33年未満	336,600
33年以上	34年未満	339,400
34年以上	35年未満	342,200
35年以上	36年未満	344,200
36年以上	37年未満	345,800
37年以上		347,400

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○文部科学省令第八号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文